

事業主の皆さまへ

## 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

ポイント  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

### 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、  
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

ポイント  
2

施行：2019年4月1日～

### 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。



2ページ目に  
詳しく掲載し  
ています

ポイント  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

### 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する相談は以下までお問い合わせください。

○時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談

新潟労働局 労働基準部 監督課 ☎025-288-3503

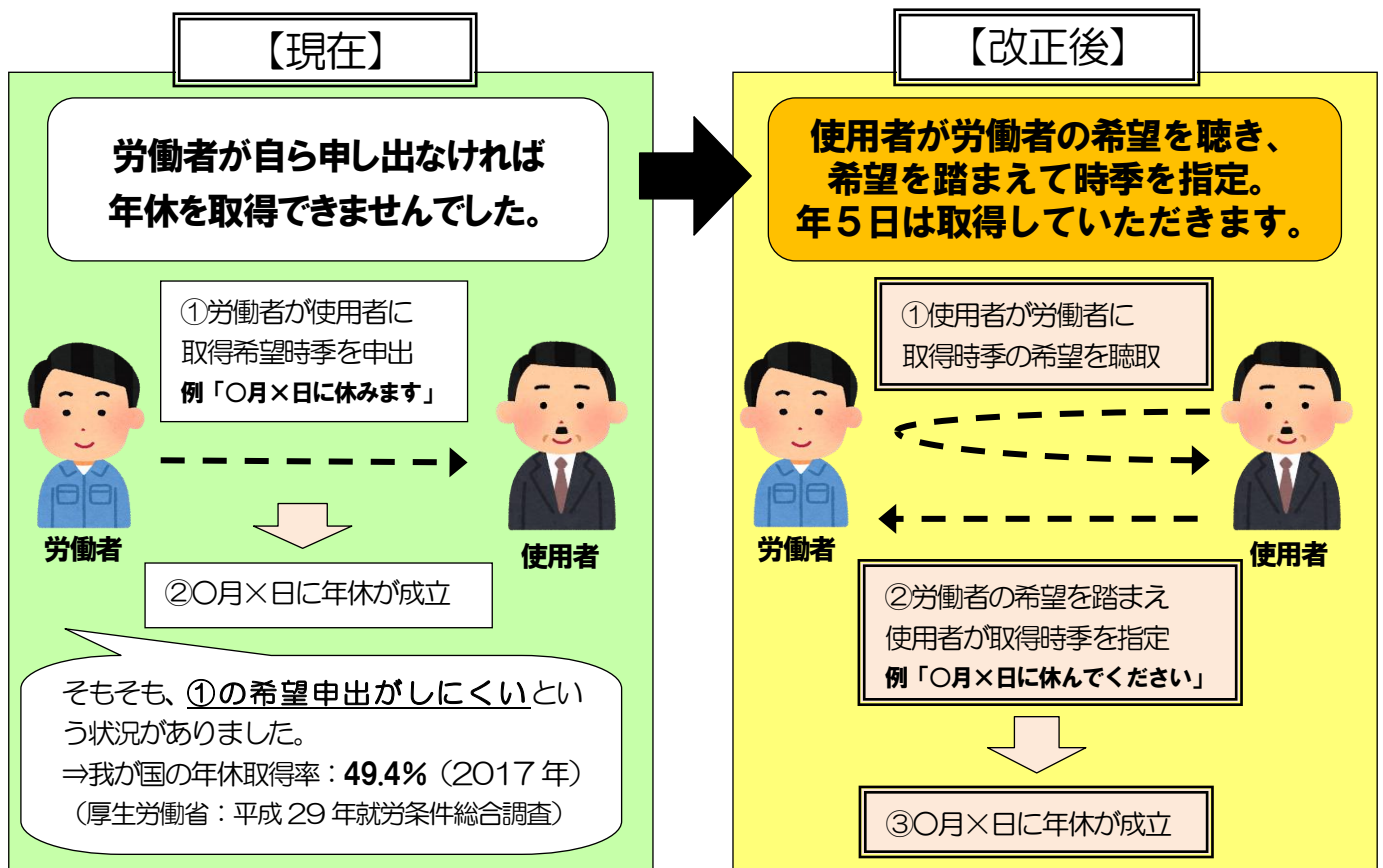
○正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関する相談

新潟県労働局 雇用環境・均等室 ☎025-288-3511

# 2019年4月1日から年次有給休暇の確実な取得が必要です

働き方改革の一環として、有給休暇の取得促進が掲げられ、2019年（平成31年）4月1日から、年10日以上の有給休暇を付与されている労働者に対して、使用者は年間5日の有給休暇を取得させることが義務付けられました。守られない場合には、罰金等の罰則も設けられています。

年次有給休暇は、原則として労働者の権利として労働者が請求することとなっていますが、今回の労働基準法の改正では、職場へのためらいから取得率が低い傾向であることから、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要になりました。



- ・対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に限ります。
- ・労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ・年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- ・労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

(例)	・労働者が自ら5日取得した場合	⇒	使用者の時季指定は不要
	・労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合	⇒	//
	・労働者が自ら3日取得した場合	⇒	使用者は2日を時季指定する
	・計画的付与で2日取得した場合	⇒	// 3日 //

**【注意点】**

- ・時季指定に当たっては、使用者は労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

【お問い合わせ】 新潟労働局 労働基準部 監督課 ☎025-288-3503

〒958-8501 村上市三之町1番1号 TEL 0254-53-2111 (内線 3611) FAX 0254-53-3840  
村上市 地域経済振興課 経済振興室 E-Mail: keizai-kt@city.murakami.lg.jp

# キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

## 支給対象事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
- 該当するコースの措置に係る対象労働者に対する賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること

## キャリアアップ助成金の概要

### ①正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成

### ②賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成

### ③健康診断制度コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

### ④賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成

### ⑤諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

### ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

### ⑦短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

【お問い合わせ】 新潟労働局 職業対策課 助成金センター ☎025-278-7181

# 冬季無災害運動実施中！！

運動期間：平成30年12月1日～平成31年2月28日

新潟労働局では、雪による災害が増加する12月1日から翌年の2月28日までの間、「冬季無災害運動」を実施しています。

## 【県内における昨シーズンの雪による労働災害】

- ・積雪や凍結などにより転倒された方・・・282人
- ・屋根の除雪などにおいて墜落や転落された方・・・44人
- ・車やバイクのスリップなどによる交通事故に遭われた方・・・20人

最も多い転倒災害では、屋外通路、駐車場、事業場の玄関などで発生しており、特に、気温の低い深夜から早朝の出退勤時に凍結または積雪のある事業場内において、多くの転倒災害が発生しています。

翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。



- ・駐車場から事務所や作業場までの路面
- ・事務所や作業場の出入口や段差、スロープなど



## 【転倒災害防止のポイント】

- ・屋外通路には凍結防止剤などを散布する。
- ・事業場玄関には転倒防止用シートやマットを敷いて滑りにくくする。
- ・夜間や早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように十分な照明設備を備える。
- ・屋外を歩くときは滑りにくい靴を履き、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れたりせず、転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

【お問い合わせ】 新潟労働局 労働基準部 健康安全課 ☎025-288-3505

## 在宅ワーク（内職）の求人について情報提供をお願いします

在宅ワーク（内職）は、雇用関係が発生しないために、ハローワークでは求人の取り扱いがされておられません。そのため、仕事を探している方からの問い合わせが、市役所に寄せられることがあります。

「内職をしたい」等の問い合わせに対して、紹介してほしい業務がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ① 企業名（照会先）
- ② ご担当者の連絡先
- ③ 作業の内容
- ④ 作業に必要な条件
- ⑤ 配送の有無
- ⑥ 必要資材の有無
- ⑦ その他（ノルマの有無、作業期限の有無など）



【お問い合わせ】 村上市 地域経済振興課 経済振興室 ☎53-2111（内線3611）